

新規分野の業務内容等の詳細

- 今回追加希望が示されている新規分野は**特定技能 1号**のみ受入れ可能とする。
- 新規分野等においても、特定技能 1号には「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」及び「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準」が求められ、技能水準及び日本語能力に係る各種試験を課すこととする。

	分野名	業務内容等	技能試験	日本語試験	新たに関連させる技能実習の職種等	分野独自の要件
国土交通省	自動車運送業	バス運転者、タクシー運転者、トラック運転者 (3業務区分)	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (「業務内容等」のうち、青字についてはN3以上)	—	※1
	鉄道	運輸係員(運転士、車掌、駅係員)、軌道整備、電気設備整備、車両製造、車両整備 (5業務区分)	鉄道分野特定技能1号評価試験		軌道整備：鉄道施設保守整備 車両製造：機械加工等8職種19作業 車両整備：鉄道車両整備	—
農林水産省	林業	育林、素材生産、林業種苗育成等 (1業務区分)	林業技能測定試験		厚生労働省及び関係省庁において技能実習制度の職種への追加を検討中。	※2
	木材産業	製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等 (1業務区分)	木材産業特定技能1号測定試験			

※1 日本の運転免許の取得等（バス運転者及びタクシー運転者については、外免切替及び第2種免許の取得並びに法令で定める新任運転者研修を修了したこと、トラック運転者については外免切替）が要件。日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間においては、運転免許が必要な業務に従事できないため、在留資格「特定活動」（バス運転者及びタクシー運転者については1年・更新不可、トラック運転者については6月・更新不可）で在留を認める。

特定技能所属機関の要件として、運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を取得したこと等を求める。

※2 協議会において協議が調った事項に関する措置を求める（安全対策等を想定）。